

日本大学法学部機関誌編集要領

令和3年11月18日 機関誌編集委員会決定
令和3年12月15日 執行部会議承認
令和3年12月16日 教授会報告
令和4年 4月 1日 施行

1. 本要領の目的

本要領は、日本大学法学部機関誌編集委員会(以下「編集委員会」という)にかかる機関誌の編集に関わる原則を定めるものである。

2. 発行計画

- (1) 『日本法学』および『政経研究』については年4回発行し、『桜文論叢』については年2回発行する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、別に定めるところにより特別号を刊行することができる。

3. 掲載順

- (1) 掲載順の決定は、第1順位は原稿種別による掲載順、第2順位は資格による掲載順、第3順位は分野別による掲載順とする。

(2) 原稿種別による掲載順

(ア) 『日本法学』・『政経研究』

- ①論説
- ②研究ノート
- ③判例研究
- ④特別講演
- ⑤翻訳
- ⑥資料
- ⑦書評
- ⑧雑報

(イ) 『桜文論叢』

- ①論説
- ②研究ノート
- ③資料
- ④翻訳
- ⑤書評
- ⑥雑報

(3) 資格による掲載順

- ①教授
- ②名誉教授
- ③元教授
- ④特任教授
- ⑤准教授
- ⑥専任講師
- ⑦助教
- ⑧大学院生（『日本法学』のみ）
- ⑨他学部（短期大学部を含む）専任教員
- ⑩法学部非常勤講師および客員教員
- ⑪法学部付置研究所研究員および法学部所属の日本大学研究員
- ⑫その他編集委員会が適当と認めた者

(4) 分野別による掲載順

(ア) 『日本法学』

- ①基礎法学
- ②公法学
- ③私法学
- ④その他

(イ) 『政経研究』

- ①政治
- ②経済
- ③新聞
- ④公共政策
- ⑤その他

(ウ) 『桜文論叢』

- ①人文
- ②社会
- ③自然
- ④体育
- ⑤その他

4. 表紙

(1) 表紙（和文タイトル）の見出しに、論説その他の原稿種別を明示する。

(2) 分載・連載の場合、タイトルに回数(原稿が縦書きの場合には漢数字、横書きの場合には算用数字とする。)を付し、最終回には(回数・完)と付する。

5. 本文および脚注

(1) 原稿の内容および記述の方法は、執筆者の責めに帰するものであり、編集委員会による編集権は及ばない。ただし、編集委員会は執筆者への確認等を適宜行うことができる。

(2) 翻訳の場合、翻訳者による解題を付したうえで、原著者から掲載許可を得たもののみを掲載することができる。この場合、翻訳者は編集委員会に対して掲載許可に関する文書(原著者とのメール等)による資料を提出しなければならない。

(3) 本文のサイズは9ポイントとする(1頁あたり 17 行)。

(4) 脚注のサイズは8ポイントとし(1頁あたり 21 行)、「注」又は「註」の表記はしない。

6. 奥付

(1) 執筆の紹介は、掲載の順とし、資格のみを表記する。

(2) 印刷月日および発行月日については、実際の印刷月日および発行月日を表記する。

(3) 機関誌編集委員の氏名を表記する。

7. 裏表紙

(1) 欧文の見出しとタイトルは、表紙と同様に掲載する。ただし、特別号等においてはこの限りではない。

(2) 欧文タイトルは執筆者から提出を受けて掲載する。ただし、提出された欧文タイトルについて、編集委員会から執筆者への確認等を行うことができる。なお、連載の場合には、括弧付きの明朝体算用数字を使用する。

(3) サブタイトルには、コロンまたはダッシュで表記し、文末にピリオドを入れない。

(4) 見出しは、下記の通り表記する。

①論説:Article(s)

②研究ノート:Note(s)

③判例研究:Case Comment(s)

④特別講演:Lectures(s)

⑤翻訳:Translation(s)

⑥資料:Material(s)

⑦書評:Book Review(s)

⑧雑報:Miscellaneous Reports

以上